

滋賀労働局発表
令和元年6月27日

担当	滋賀労働局労働基準部 健康安全課長 澤 源二 健康安全係長 尾川 篤史 電話：077-522-6650
----	--



滋賀労働局長が建設現場をパトロール ～ 7月20日から26日は 建設業労働災害防止強化週間 ～

滋賀労働局（局長 石坂 弘秋）では、「全国安全週間（7月1日から7日）」並びに「建設業労働災害防止強化週間」に合わせて、安全意識の高揚を図るため、大規模建設工事現場に対して、安全パトロールを実施します。

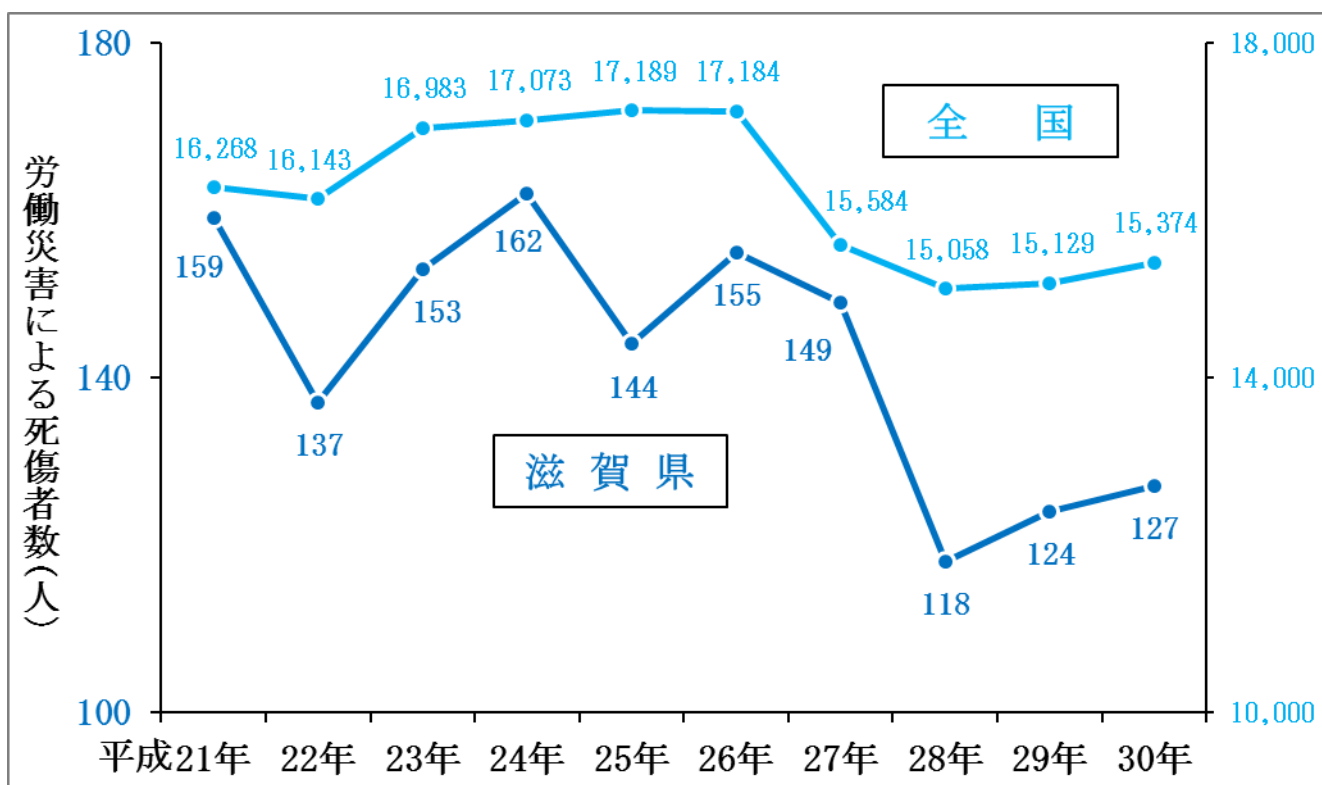
《ポイント》

- 平成30年（1～12月）における滋賀県内の建設業の労働災害発生状況は、労働災害による死亡者数が3人と前年と同数であったものの、休業4日以上之死傷者数が127人と前年より3人の増加となりました。
災害の内訳を見ると、死亡災害のうち1人は、「**墜落・転落**」災害によるものであり、また、「**墜落・転落**」災害が休業4日以上之死傷災害全体に占める割合は、約**32%**と依然として高い水準で推移しています（参考資料1～4）。
- 滋賀労働局、各労働基準監督署、建設業労働災害防止協会滋賀県支部の主唱により、7月20日から26日を「**建設業労働災害防止強化週間**」（7月1日から7月19日までを「**準備期間**」、7月27日から7月31日までを「**事後措置期間**」）とし、県内の建設関係事業場、建設現場等に、日常の安全衛生活動の総点検の実施、労働災害防止対策の徹底等を要請しています（参考資料5）。
- 建設業労働災害防止強化週間準備期間中には、**滋賀労働局長による現場パトロール**（実施日時：令和元年7月5日（金）午前10時から、対象現場：大津市東部学校給食共同調理場整備・運営事業（本件施設）、元請事業場：西村・笹川特定建設工事共同企業体）を実施し、墜落・転落災害、熱中症等の防止を呼びかけます（参考資料6）。
- 建設業労働災害防止協会滋賀県支部、滋賀労働局の主唱により、「**建設業安全衛生大会**」を令和元年7月16日（火）午後1時30分から、びわ湖大津プリンスホテルにおいて開催します（参考資料7）。
大会では、建設業労働災害防止協会滋賀県支部長、滋賀労働局長等が、各建設関係事業場、建設現場に対して、安全衛生活動の強化を呼びかけます。

是非、当日の取材をお願いします

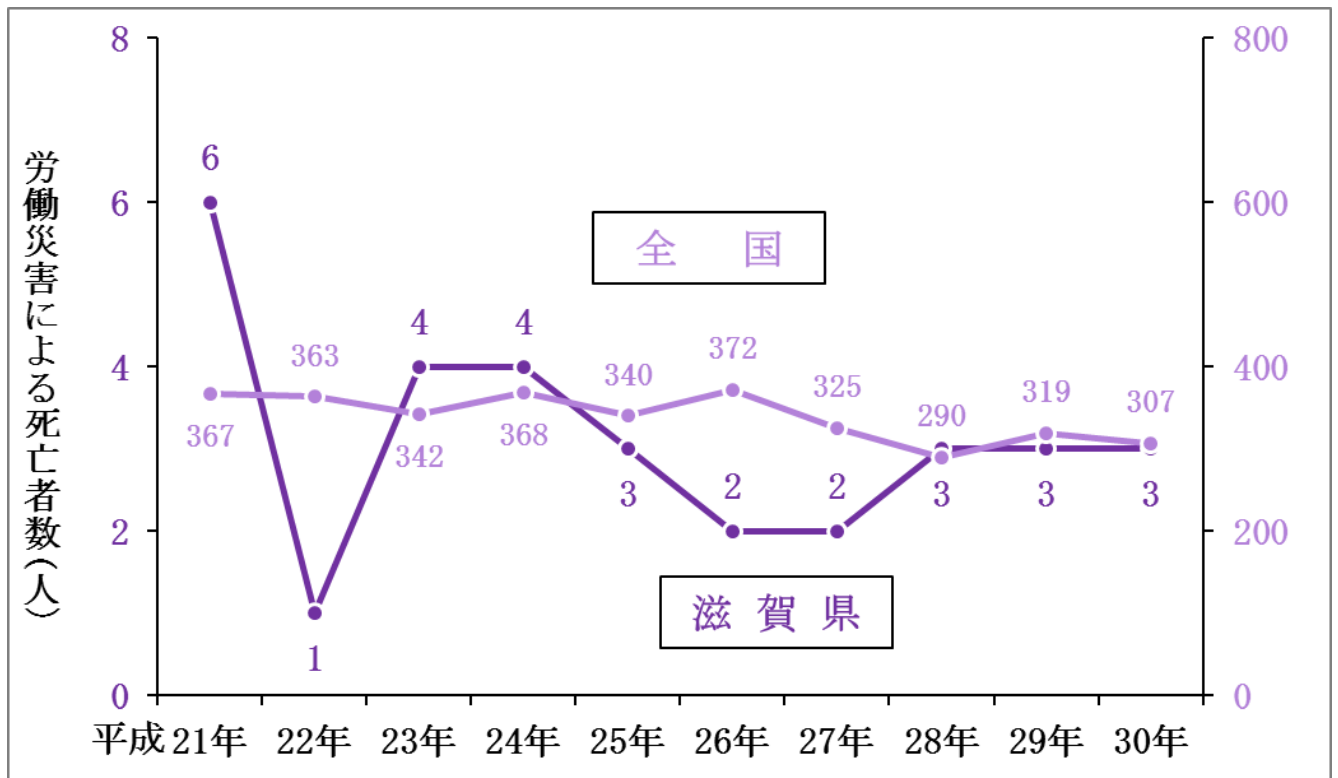
取材される場合は前日午後5時までに上記担当あてにご連絡をお願いします。

参考1 休業4日以上の死傷者数の推移（滋賀県、全国、建設業）



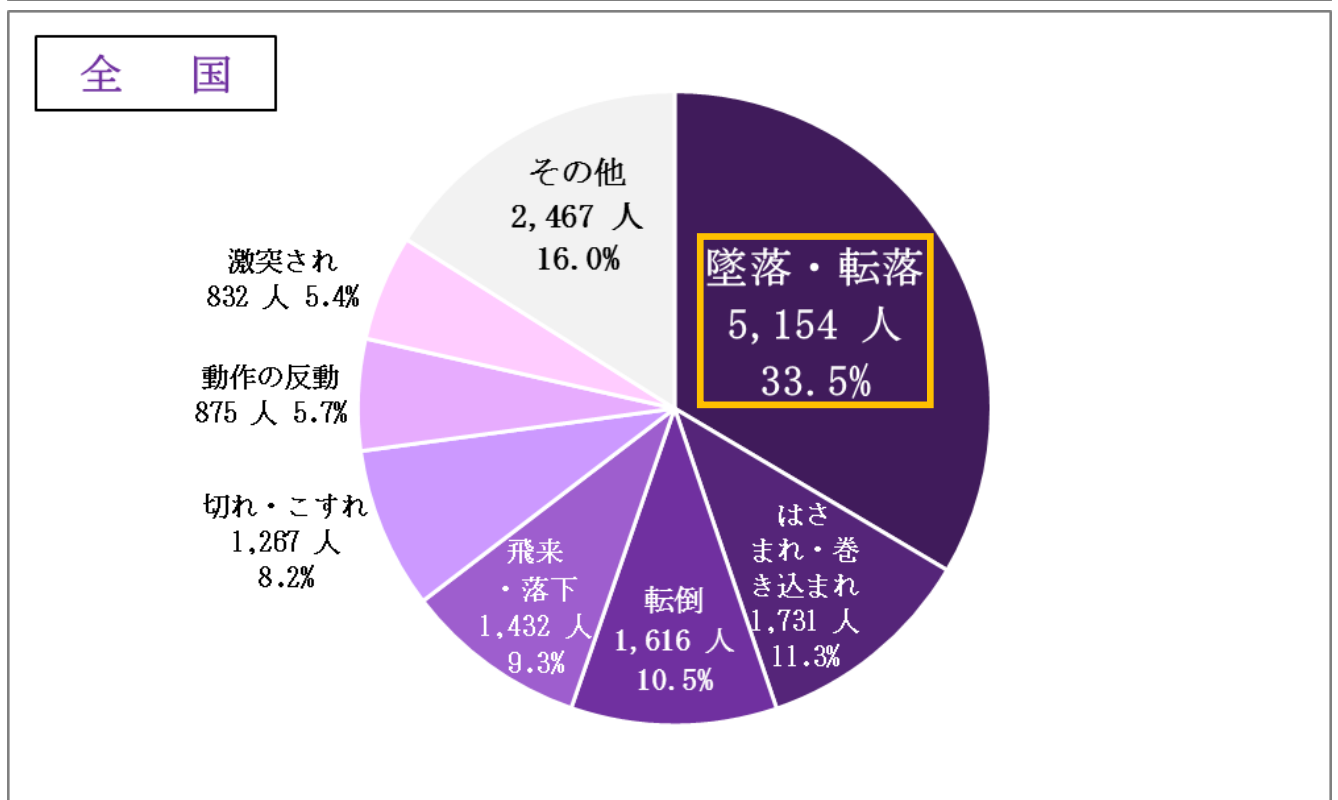
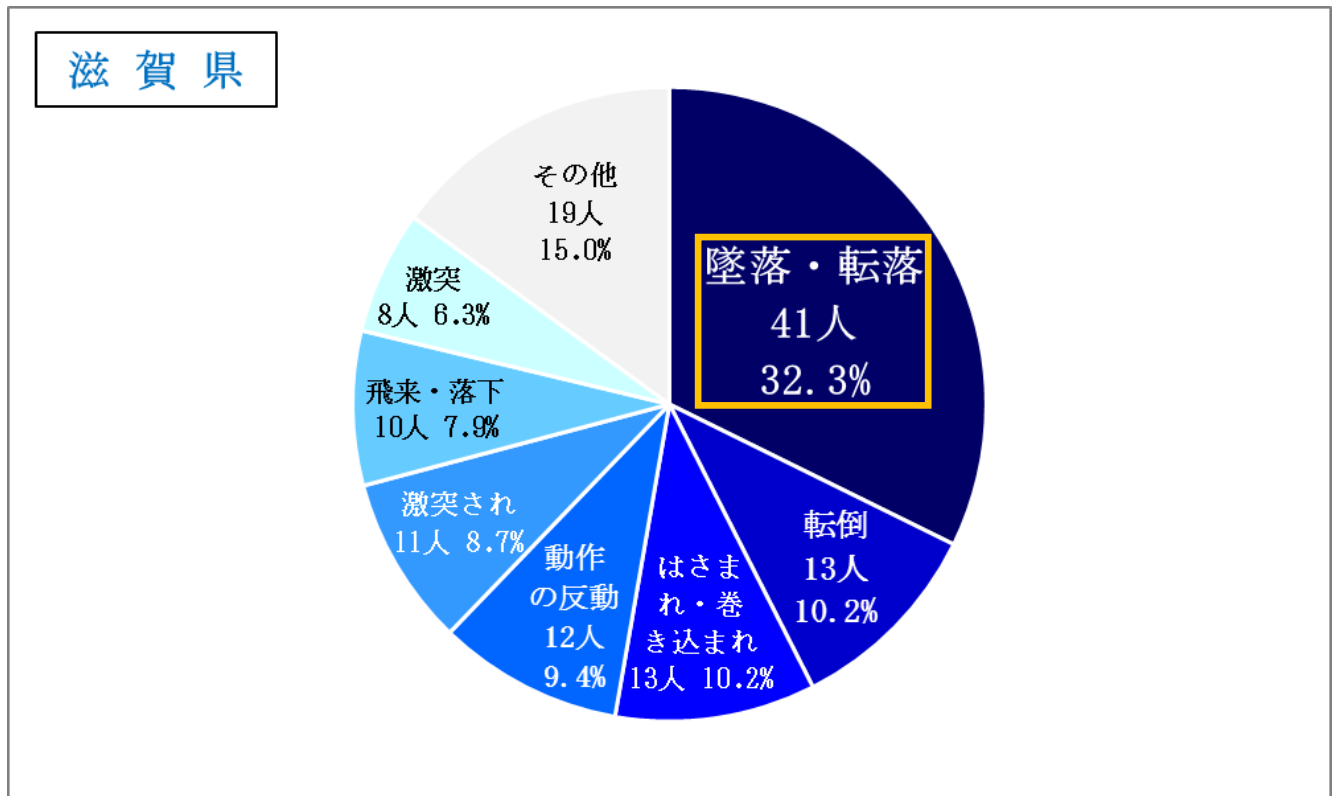
平成30年における、滋賀県内の建設業における休業4日以上の死傷者数は、127人と前年から3人増加し、2年連続の増加となった。

参考2 労働災害による死亡者数の推移（滋賀県、全国、建設業）



平成30年における、滋賀県内の建設業における労働災害による死亡者数は、3人と前年と同数となった。

参考3 平成30年 事故の型別労働災害発生状況
 (滋賀県、全国、建設業、休業4日以上之死傷災害)



平成30年の建設業における休業4日以上之死傷災害は、全国、滋賀県内とも、「墜落・転落」災害が最も多く、全体の3割以上を占めている。

参考4 平成30年 死亡災害の概要（滋賀県、建設業）

番号	業種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発生状況
1	その他の 建設工事 3-3-9 (5名)	7月 10時30分	転倒	車両系建設 機械運転者 50代	太陽光パネル設置工事において、被災者が現場の竹や草を伐採したものを車両系建設機械(解体用つかみ機)で現場の一定箇所へ集積する作業を行っていたが、斜面を通行した際に車両系建設機械ごと転倒した。
2	砂防工事業 3-1-8 (4名)	8月 14時45分	墜落転落	作業員・ 技能者 30代	被災者は、同僚2人と山の法面でモルタル擁壁修繕工事に従事していた。3名が作業エリアを移動するため、ワイヤーロープを付け替える樹木を選定していたところ、落石があり(直径約15cm)、これが被災者の左側頭部に当たり、その衝撃で被災者は法面から約15メートル下に落下して全身を強く打って死亡した。
3	電気通信 工事業 3-3-1 (50名)	9月 2時07分	感電	電工 30代	柱上のトラスビームに乗って作業をしていた被災者が、80cm上の検電していない、き電線(直流1500V)に背中が触れて感電したものの。

令和元年度 建設業労働災害防止強化週間実施要綱

1 趣 旨

平成30年の滋賀県内の建設業における労働災害の発生状況は、前年と同数の3人の死亡災害が発生し、休業4日以上死傷災害が127人と前年より3人の増加となった。災害の内訳を見ると、死亡災害のうち1人は「墜落・転落」災害によるものであり、「墜落・転落」災害が休業4日以上死傷災害全体に占める割合は、約32%と依然として高い水準で推移している。重篤な労働災害につながりやすい「墜落・転落」災害の対策をより一層進めていく必要がある。

また、滋賀県内においては、昨年、熱中症による休業災害が大きく増加しており、特に、炎天下の高温多湿な環境下での作業が避けられない業態である建設業は、熱中症対策に万全を期す必要がある。

このような状況に加え、近年では人手不足による経験年数の少ない労働者、高齢労働者の労働災害が多く発生しており、現場の安全技術の適切な継承が求められているところである。平成29年には厚生労働省において「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本計画」が、平成31年3月には滋賀県において「滋賀県における建設工事従事者の安全および健康の確保に関する計画」が策定され、建設業における中長期的な人材の確保が急務であるとされたところである。滋賀県の建設業の健全な発展を確保し、若者や女性をはじめ、より多くの労働者が集まる魅力ある産業とするためにも、労働災害の防止を一層徹底する必要があることから、第13次労働災害防止推進計画に基づき、フルハーネス型墜落制止器具の使用の推進等、重篤な災害を防ぐことを目的とした「ゼロ災滋賀」、「命綱GO（いのちつなごう）活動」を現在推進している。

労働災害を防止するためには、労働災害を防止する責務が事業者にかかっていることを経営トップ自らが深く認識し、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、率先垂範して、自主的な安全衛生活動を活性化させる機運を醸成する必要がある。各事業場で1人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

以上を踏まえ、滋賀労働局及び建設業労働災害防止協会滋賀県支部においては、「ゼロ災滋賀」と「命綱GO（いのちつなごう）」を合言葉に、建設業労働災害防止強化週間（以下「強化週間」という。）を定め、本要綱に基づく活動を展開することにより、元方事業者、関係請負人、関係労働者、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となった、建設業における安全衛生活動の着実な実行を図ることとする。

2 実施期間

令和元年7月20日（土）から令和元年7月26日（金）までとする。

なお、強化週間の実効を上げるため、7月1日（月）から7月19日（金）までを準備期間とし、7月27日（土）から7月31日（水）までを事後措置期間とする。

3 スローガン

新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場
（平成31年度全国安全週間スローガン）

4 主 唱 者

滋 賀 労 働 局
大 津 労 働 基 準 監 督 署
彦 根 労 働 基 準 監 督 署
東 近 江 労 働 基 準 監 督 署
建設業労働災害防止協会滋賀県支部

5 協 力 者

公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会

6 実 施 者

滋賀県の建設業の店社及び建設工事現場

7 主唱者の実施事項

- (1) 滋賀労働局長による現場パトロールの実施
- (2) 滋賀労働局、建設業労働災害防止協会滋賀県支部及び公共建設工事発注機関の合同による安全パトロールの実施
- (3) 労働基準監督署による建設工事現場への集中的な監督指導の実施
- (4) 建設業安全衛生大会の開催
- (5) 報道機関への広報の実施
- (6) 実施者及び関係機関への周知
- (7) 安全衛生関係資料等の配布
- (8) 実施者の実施事項についての指導援助

8 実施者の実施事項

日常の安全衛生活動についての総点検（リスク点検）を行い、事業場における安全衛生活動の現状を認識した上で、安全衛生活動の定着とその水準の向上を図るため、特に、「ゼロ災滋賀」、「命綱GO（いのちつなごう）活動」に基づく実施事項を徹底するほか、次の事項を行うこととする。

- (1) 経営トップ自らによる建設工事現場の安全パトロールの実施と安全衛生についての作業者への呼びかけ
- (2) 店社全体及び建設工事現場における安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の策定
- (3) 店社安全衛生管理者等による現場に対する指導、援助体制の確立
- (4) 元方事業者、関係請負人が一体となった安全衛生管理体制の確立
- (5) 施工計画の事前評価体制の確立
- (6) リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく改善計画の策定
- (7) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
- (8) 元請、下請等各段階における安全衛生教育の実施
- (9) 災害の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- (10) 若年及び高年齢労働者の安全対策の確立
- (11) 熱中症予防対策の徹底
- (12) 警備業者を含めた交通労働災害防止対策の推進
- (13) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務等に係る有資格者の把握と養成
- (14) 各種健康診断及びその結果に基づく適切な事後措置の実施状況の確認
- (15) 労働安全衛生法等関係法令の遵守の徹底
- (16) フルハーネス型墜落制止用器具の積極的な使用
- (17) その他「強化週間」にふさわしい行事の実施
- (18) 上記の実施事項の確認と評価

参考6**令和元年度 滋賀労働局長現場パトロール実施要綱**

- 1 **実施日** 令和元年7月5日(金) 10時00分～11時45分
- 2 **事業場** 特定元方事業者：西村・笹川特定建設工事共同企業体
事業の名称：大津市東部学校給食共同調理場整備・運営事業(本件施設)
所在地：滋賀県大津市栗林町27番の1の一部 他
事業発注者：大津市
工事発注者：大津学校給食PFI株式会社
工期：平成30年10月1日～令和元年11月30日
進捗率：約40% (7月上旬見込み)
工事概要：給食センター新築工事 (S造2階)
予定作業：鉄骨建方作業
予定人員：約40人 (7月上旬見込み)
- 3 **出席予定者**
- | | | |
|-----------------------|----------|-----|
| ① 滋賀労働局 | 局長 他 | 計4名 |
| ② 大津労働基準監督署 | 署長 他 | 計2名 |
| ③ 建設業労働災害防止協会 | 滋賀県支部長 他 | 計3名 |
| ④ 発注者 (大津市、大津学校給食PFI) | | 未定 |
| ⑤ 施工者 (西村・笹川JV) | | 未定 |
- 4 **当日のスケジュール (予定)**
- | | |
|-------------|--|
| 9:45 | 各参加者が現場に到着、現場事務所へ移動 |
| 10:00～10:25 | 滋賀労働局健康安全課長から「開会の辞」
各参加者の紹介
施設目的、工事概要、安全衛生活動等の説明 |
| 10:25～10:30 | 現場朝礼場へ移動 |
| 10:30～10:35 | 現場所長から「挨拶」 |
| 10:35～10:40 | 滋賀労働局長から「安全訓話」 |
| 10:40～11:25 | 工事現場パトロール (その後、現場事務所へ移動) |
| 11:25～11:30 | 建設業労働災害防止協会滋賀県支部長から「総括講評」 |
| 11:30～11:35 | 大津労働基準監督署安全衛生課長から「個別講評」 |
| 11:35～11:40 | 職長代表から「安全宣誓」 |
| 11:40～11:45 | 大津労働基準監督署長から「閉会の辞」 |
| 11:45 | 散会 |

5 当日の取材について

現場パトロールは取材可能ですので、取材いただける場合は、事前に担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。取材にあたっては下記事項にご注意願います。

- ① 雨天等による中止の場合には、当日、電話連絡いたします。
- ② 工事現場内ではヘルメット着用をお願いします。ヘルメットは一定数、貸出可能ですので、必要であれば取材申込時にお申し付け下さい。
- ③ 現場内での安全確保上必要な事項、撮影可能範囲など、現場入場時に説明します。遵守事項の徹底をお願いいたします。

1 趣旨等

建設業安全衛生大会は、平成2年に初めて開催して以降、毎年開催しており、今年で30回目を迎える。建設現場の労働災害を絶滅し、安全で快適な職場を実現するため、建設事業主とその従業員及び関係者が一堂に会し、職場の安全と健康管理に関する意識の高揚を図るもの。

2 主唱・主催

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

3 主唱

滋賀労働局

4 後援

滋賀県、一般社団法人滋賀県建設業協会、公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会、専門工事業者団体

5 日時

令和元年7月16日(火) 13:30～16:30頃

6 場所

びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海」
(大津市におの浜4丁目7-7 TEL:077-521-1111)

7 参加者

- ・ 建設業労働災害防止協会滋賀県支部会員
- ・ 会員事業所の従業員、会員事業所の協力事業場等関係者
- ・ 建設産業団体関係者、専門工事業者団体関係者 ほか

8 大会次第

- ・ 開会の辞
- ・ 主催者挨拶
- ・ 主唱者挨拶
- ・ 安全衛生表彰
- ・ 来賓祝辞 滋賀県土木交通部長、国土交通省大戸川ダム工事事務所長、建設業労働災害防止協会長
- ・ 大会宣言
- ・ 特別講演 演題：「ルーティンで安全に！」
講師：建設業労働災害防止協会安全管理士 山下一彦 氏
- ・ 閉会の辞

9 当日の取材について

建設業安全衛生大会も取材が可能です。取材いただける場合は、建設業労働災害防止協会滋賀県支部（滋賀県大津市におの浜1-1-18TEL:077-522-3232）あてご連絡いただきますようお願いいたします。